

舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」参加者支援補助金交付要綱

第1条（目的）

本要綱は、舞鶴市地域クラブ活動（以下「まいかつ」という。）の参加に係る費用の一部を補助することにより、経済的理由に関わらず、すべての生徒が「まいかつ」に参加できる機会を確保するため、舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」参加者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）まいかつ：学校教育活動外において行われるスポーツ、文化芸術等の活動のうち、市長が別に定める要件を満たす団体が行う活動をいう。

（２）保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいう。

第3条（補助対象者）

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、舞鶴市に住所を有し、「まいかつ」に参加する中学生の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （１）生活保護を受けている世帯
- （２）過去１年以内に生活保護を受けていた世帯
- （３）世帯全員が市民税の非課税・減免措置を受けている世帯
- （４）個人の事業税の減免措置を受けている世帯
- （５）固定資産税の減免措置を受けている世帯
- （６）国民年金法に基づく国民年金保険料の減免を受けている世帯
- （７）国民健康保険法に基づく保険料の減免を受けている世帯
- （８）児童扶養手当の支給を受けている世帯
- （９）その他市長が特に必要と認める者

第4条（補助対象経費）

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が監護する生徒が「まいかつ」に参加するために要する費用とし、次の各号に掲げるものとする。

- （１）会費（指導料、施設使用料の分担金等、活動に直接要する経費をいう。）
- （２）初期費用（入会金、登録料、スポーツ安全保険料等をいう。）
- （３）用具費（活動に必要不可欠な個人用の用具、ユニフォーム、シューズ等の購入費をいう。）
- （４）大会参加費（遠征費、大会登録料等をいう。）
- （５）その他市長が必要と認めるもの

第5条（補助金の額）

補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実費額とし、次の各号に定める額を上限とする。ただし、補助金の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- （１）前条第１号に掲げる経費：生徒１人につき、月額３，０００円

(2) 前条第2号から第5号に掲げる経費：生徒1人につき、年額10,000円

第6条（交付申請兼実績報告及び請求）

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する電子申請システム等により、舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」参加者支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に定める事項を申請し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することを証明する書類（生活保護受給証明書、就学援助認定通知書の写し等。ただし、公簿等により市が確認することに同意した場合は添付を省略することができる。）

(2) 補助対象経費の支払を証明する書類（領収書、振込受領書の写し等で、支払日、支払先、金額及び支払内容が明記されているもの）

(3) 活動の実態がわかる書類（会費袋の写し、在籍証明書等、市長が必要と認める場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期間は、原則として、補助対象経費を支払った日の属する年度の3月15日までとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

第7条（交付決定及び額の確定等）

市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」参加者支援補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行った後、速やかに申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めたときは、不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

第8条（補助金の返還）

市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

第9条（その他）

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月13日から施行する。